

米国企業の新しい経営スタイル

—ガバナンスとマネジメント—

若 杉 敬 明

小山理事長 定刻になりましたので、ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、東京大学教授の若杉敬明先生です。若杉先生には、一昨年、昨年との講演会の講師をお願いしていますし、ご存じの方が多いと思いますが、恒例ですので、改めてご経歴等を簡単に紹介させていただきます。

若杉先生は、昭和四一年に東京大学経済学部を、また四三年には大学院経済学研究科修士課程を卒業され、その後助教授を経て昭和六〇年に東京大学経済学部教授に就任され、現在に至っています。また、平成二年からはミシガン大学の金融研究所長を兼任しておられます。

先生は、ご専門の企業財務論等の分野で多数の著書や論文を発表しておられます。昨年も財経詳報社から

『運用の時代の年金戦略—理論と実践の融合』という本をお出しになっておられます。

先生はまた太蔵省の証券取引審議会委員をされておりますほか、厚生省の厚生年金積立金運用基本方針に関する研究会座長や郵政審議会委員、経済企画庁経済審議会委員等として国の政策形成の場で幅広く活躍を続けておられます。

先生は証券界にもご理解が大変深く、東京証券交易所のほか、当研究所も長年にわたりてご指導をいただいております。

本日は、その若杉先生に「米国企業の新しい経営スタイル—ガバナンスとマネジメント—」というテーマでお話しいただくこととしました。「清聴をお願いします。

一、年金と株主支配の復活

ただいま紹介していただきました若杉でござります。

きょうは、「米国企業の新しい経営スタイル」というテーマでお話をさせていただきたいと思います。そして、「ガバナンスとマネジメント」をサブタイトルとして付けてあります。最近のアメリカの企業の動きというか、特に企業の中の経営の仕組みの問題をお話ししてみたいと思います。

この五六年、アメリカの株式市場は、経済がいいといふこともあって、大変好調なわけでしょ、株価（ダウ）ももうじき一万ドルになるのではないかといふともいわれているわけで、日本から見ますと、少しあはしゃぎ過ぎではないかと見

そして、もう一つ、それが支持されている背景には、株式が広く直接、間接に国民によって持たれていることです。日本では、ここにいらっしゃる方は、私と同世代とか、私よりお年寄りの方が多いわけですが、そういう人たちは、とくに株といふと、お金持ちとか資本家とかいうのがイメージとして挙がってきます。日本でも随分違つてきていますが、アメリカでは特に株式の保有がもつとフラットになつて、一部の人のものではなく、国民のものになりつつある。そういうことから、株主の利益も支持されているということです。それは国民が株を直接個人として持つということもありますけれども、もう一方で、企業年金等を通して株を持っているということがあります。ですから、株主の利益は国民の利益になるという認識があるのです。

い)のように企業年金の動きが背景にあるわけで

えるところもありますし、また実際に世界の経済が、アメリカが一人勝ちをしているような状況で、アメリカにお金がひたすら集まつてゐるのでは思ひます。マクロ的に見ると、貿易赤字の国がどうしてそんなに好調なのかとかいろいろあります。そういう意味では、不安定な面もあるとは思ひますが、もう一方で、ミクロ的な基礎を見てみると、企業の経営スタイルが非常にしっかりしてきているというのが最近の特徴だと思うのです。きょうは、その辺のところをお話をしたいということです。

この背景には、幾つかあるのですが、一つは、よくいわれていますように、企業年金の動きです。企業年金が株主として企業の経営に直接関与するようになつたことで、株主の影響が非常に強くなりました。

すが、そこでアメリカの企業のあり方は大きく変わつているということです。

経営学を少し勉強された方であれば、必ず目にする言葉の一つに「所有と経営の分離」という言葉があります。バーリーとミーンズという二人の学者が、一〇世紀の初めにアメリカの株式会社を見ていて発見したことですが、所有者としての株主と経営者が別個の人々だということです。

本来私有財産制度のもとでは、自分が持つているものは自分で好きなように扱うことができるわけですから、そういう言い方からしますと、自分が持つているものに対してガバナンスを持つているのはその所有者です。後でロジックは説明しますけれども、株式会社も所有者は株主ですから、株主が会社を自由にできる。ということは、会社を自分で経営することができるというわけです。

しかし、特にアメリカの株式会社制度といつて

いいと思うのですが、十九世紀後半から普及したアメリカの株式会社制度では、株主と経営者は別の人、つまり株式は広く分散していますから、株主が直接経営にタッチすることができないということで、経営者を選んで、経営者に会社を經營してもらいう仕組みをとっております。

そういうことで、所有と経営の分離ということが長いこといわれてきました。そういう事実を一九一〇年ごろ、バーリーとミーンズという二人の学者が実証的に確かめて、それから「所有と経営の分離」が有名な言葉になりました。

そういうもとで何が起つたかといいますと、経営者支配ということがアメリカでは確立されました。もちろん経営者は、株主から会社を預かっているわけですが、実際には株主は外にいて、経営者が会社の中にいて経営するわけでですから、経営者の方がずっと力が強い。本来株主

のものであるわけですが、いつてみれば、だんだんと経営者が自分の効用関数で会社を動かすようになつてきた。そのことを「経営者支配」と呼んでいるわけです。ですから、所有と経営の分離のもとで、経営者支配が確立してきたのがアメリカの二〇世紀前半の流れです。

その流れが変わったのが、一九五〇年代、六〇年代です。アメリカで第二次大戦後の経済成長のピークだったときが特に六〇年代ですが、ご存じのように、「ゴールデン・シックスティーズ（黄金の六〇年代）」と呼ばれ、大変経済が栄えるわけです。その五〇年代、六〇年代に、アメリカの経済は、企業の業績が好調ですから、そこで企業年金の設立が相次ぐわけです。そして、その企業年金が株式保有をします。そのことから、アメリカでは、株式の機関化あるいは機関投資家が重要な役割を占めるようになるわけです。

そして、年金は、当然株主として株を持っていられるわけですが、株を持つということは、投資のパフォーマンスを追求することです。ですから、株主として、投資家として、厳しい投資パフォーマンスを追求する行動に出るわけです。

そのようなことから、一九五〇年代、六〇年代から、アメリカでは株主の復権が起こつてくるわけです。株主の力が少しづつ強くなつてきます。

我々日本では、アメリカは株主重視、株主中心だ

といつていて、それがたかも昔から、といつても、アメリカの歴史などたかだか一〇〇～二〇〇年ですけれども、昔からそうであるかのように思われていますが、私の最近見るところでは、たかだか一九五〇年代、六〇年代からのことです。年金が株主として再び重要な立場に立つようになってから、株主重視ということがアメリカで重要視されるようになつてきました。

「ガバナンスとマネジメント」という言葉でアメリカの経営をうまくとらえることができると思うのですが、経営というのは、よく「存じのよう」に、いわゆる経営者が企業の中の人、物、金という資源を使って事業活動を行つて利益を上げることです。そのときに、人をどう使うか、どういう組織にするか、あるいはどういう計画を立てるかとか、いわゆる経営管理をやって会社をまとめていく、それをマネジメントと呼んでいるわけで

す。

それに対して、会社は株主のものですから、そのマネジメントが株主の利益になるようにコントロールしなければいけない、それをガバナンスといいます。株主の観点から経営者をコントロールすることをガバナンスというわけです。

それは具体的にはだれがやるかというと、取締役会です。取締役会が経営者を監督するということです。その仕組みが今アメリカで非常にきちっとしたもののがきつつあります。そういう話をこれからしていくわけです。

最初に株式会社とガバナンスということでお話ししますと、アメリカでは、所有と経営の分離が早くから進んでいるわけですが、二〇世紀前半には経営者支配が確立する。それが第二次世界大戦後、企業年金の普及とともに変わってくるわけです。

持っているわけです。

なぜかといいますと、企業年金というのは、どこの会社でも、従業員が入ってきたら、その人のためにお金を積み立てていって、定年でやめたら年金を払うわけです。ですから、三〇年、四〇年という長期的な視野で投資をする。そして、かなり大きなお金を持っているということで、投資家として非常に同質的（ホモジーニアス）です。ですから、当然投資行動も似てくるわけです。この会社の株がいいとか、あの会社の株が悪いとか、そういうことも同じような判断をするようになって、年金はどうしても似たような株を売ったり買ったりするようになってしまふ。

ですから、それぞれの年金が持っている一つの会社の株式の比率は少なくとも、みんな同じような行動をしますから、一斉に売ったり買ったりするということが起こつてくるわけです。そうする

「存じのよう」に、企業年金が五〇年代、六〇年

代に株主として登場したときの行動原理は、ウォールストリート・ルールといわれました。日本の兜町と同じで、要するに、株式の売買を割と頻繁に行なうのがウォールストリート・ルールですが、一言でいえば、これから伸びそうな会社をいち早く買って株価が上がるのを待つ、それが並の会社になって、株価の成長がとまる、あるいは並の成長率になったところで売ってしまうということです。いい会社、伸びそうな会社、株価が上がりそうな会社を次々と買って、それを売っていく売買を繰り返す、これをウォールストリート・ルールと呼んでいるわけです。

ところが、年金がだんだん普及してきますと、年金の株式保有がふえてきます。機関投資家としてのウエートが高まってくるわけですが、企業年金は、投資家としては皆非常に似た性質を

と、そこでいわゆるマーケット・インパクトという状況が起つてきます。つまり、自分が売ろうとするとき株が下がってしまう。買おうとするときがつてしまふ。結局売り買いがうまくいかなくなってしまうということが起つてくるわけです。そういうことが六〇年代も終わりの方になるとだんだん起つてくる。そして、七〇年代になりますと、ベトナム戦争などもあつたし、あるいは六〇年代のゴールデン・シックスティーズの反動もあって、アメリカの経済が悪くなり、アメリカの年金は大変困つてくる。

そこで、ブルーデントマン・ルールが導入され、エリサ法といわれる年金改革が行われるわけです。ちょうど日本はアメリカの七〇年代と同じ状況にいるわけですけれども、アメリカでは、七〇年代にエリサ法による年金改革が起つて、これまでのようにブランドセレクションでいいも

のを選んで売り買いを繰り返すのはだめなんだよ

ということになるわけです。ブルーデントマン・

ルールで、分散投資をしなさいというわけです。

そのことから、アメリカの年金行動がだんだん変わってくるわけですが、七〇年代はいずれにしろ株式市場も悪くて、苦難の時代だったわけです。が、八〇年代になると、まだだんだんとアメリカの経済も少しずつよみがえり、ポートフォリオ・セレクション（ポートフォリオ理論、MPT理論）も進んでいます。MPTに基づいた実証研究なんかも行われ、やはり短期の売買を繰り返すのは不利だ、基本的にはマーケットポートフォリオを持って長期投資、長期保有をするのがいいということにならざるを得ません。具体的にいえば、インデックス・ファンドも長期保有ということになるわけです。それが八〇年代になると確立していくわけです。

ところが、六〇年代のウォールストリート・ルールでは、年金が売ったり買ったりするということは、企業を評価しているわけですから、年金が買おうとしているのは、その会社がこれから伸びる会社だよというシグナルになるわけです。それに対して、年金が売るということは、「もうおたくの会社は並の会社になっちゃいましたよ」という意味でもあるわけです。ですから、年金の行動が経営者に対する重要な情報にならざるを得ません。それが一種のガバナンスとして働いた。つまり、経営者に対する規律として働いたということです。

ところが、インデックス・ファンドの長期保有ということになりますと、いってみれば、上場されている銘柄を全部ずっと持っているわけですから、売り買いなどせず、基本的にはどこといつて選ぶわけではないながら、シグナルとして働くわけです。

働かなくなってしまう。でも、投資家としては、会社がいい業績を上げて、いい投資パフォーマンスを上げてくれなければ困るわけです。

そのため、株主として株主権行使するよりはかはない、経営者に物申すしかないということになつてくるわけです。そういうことから、だんだんと株主として行動しようということが起こつくるわけです。

ところが、日本の企業年金も同じですが、アメリカの企業年金は、投資家として行動するけれども、株主としては行動しないというのが、アメリカの労働省の指導だったわけです。しかし、一九八八年に有名なエイボン・レター——エイボン社に対するノーアクション・レターが来まして、日本でいうと請願に対する答えに当たるそうですが、そこで株式投資に重要な影響を与えるようないふ事柄については、年金も株主権行使すること

は、受託者責任の一つであるということを認めるわけです。

そこから大転換が起こりまして、年金の責任者に対して、ちゃんと正当な株主権行使しなければいけないという責任と義務が生まれたわけです。そこから株主としての活発な行動が始まつくるわけです。それがいわゆるシェアホルダーズ・アクティビズム（株主活動）です。それが今どんどん広まっている。ですから、九〇年代に入つて、日本にカルパースとかいろいろ入ってきてますけれども、それはそういう動きの中で日本に入つてきているわけです。

結局年金が株を持っているのですけれども、売り買いはそうおいそれとできない。そうすると、やれることは、直接経営者に働きかけることしかない。それが株主の力が経営に非常に強く及ぶようになった今の形です。要するに、株主が企業の

所有者としてガバナンスを發揮するようになったということです。

一、株主利益の最大化

今お話ししたように、年金は、長期保有、分散投資をするわけですから、長期的な観点からの株式投資収益率を追求する。短期なものではないわけです。長期間にわたって継続的に高いパフォーマンスを上げていくことが必要になります。そのためには、当然長期的な企業の業績向上が必要です。

アメリカでは、実際に企業で業務を執行する経営者をエグゼクティブ・オフィサー（執行役員）と呼んでいますが、そのトップがいわゆるCEO（チーフ・エグゼクティブ・オフィサー）といわれる人です。そういう人たちを本当に長期的な

のは、いい投資を見つけて、それを実行していくことです。そういうことで、アメリカでは、まず第一は、資本コストを上回る高収益の投資を実行する。投資の経済計算をきちんとして、リターン、いわゆるROIが資本コストよりも高い投資をやっていくということです。

投資を決めるときには、あくまで予想に基づいてするわけです。これからこの投資をしたらこれだけの利益が上がるだろう、これだけのキャッシュフローが上がるだろうという予想に基づいてやっていくわけです。その予想に基づいて株価が上がるのですが、予想どおりの利益が上がらなかつたら、株価はまた下がってしまうわけです。ですから、経営者にとって、その次に大事なことは、実行した投資がちゃんと予想どおりの利益が上がるよう管理することです。それがいわゆる日常的な経営管理、経営マネジメントになるわけ

業績向上に向けて動かすことが大事です。それが株主にとっての経営に働きかけることの根本的な問題になります。

それは、経営者が株主利益を最大化するということになります。企業が投資をするというのは、何百億円とか何十億円とかいうお金投資して、それで将来利益を得るということで、つまり将来のキャッシュフローを買うということです。ですから、今投資をする額と将来のキャッシュフローを比べて、将来のキャッシュフローの方が価値が大きければ、当然プラスアルファが出るわけです。それが株主のものになる。株式市場が合理的であれば、それが今の株価上昇、キャピタルゲインになってあらわれるわけです。ですから、企業がいい投資をするたびに、株主には余分のキャピタルゲインが生じて利益になります。

経営者が株主のために利益を最大化するということ

です。いい投資をすること、投資をしたら、ちゃんと予想どおりの利益が上がるよう経営を管理していくことが経営者にとって大事なことです。

そういうことから、アメリカの最近の動きを見ますと、この一週間ぐらいは、特に金融の面で大型の合併が次々と発表されて話題を呼んでいますけれども、一言でいえば、本業回帰です。いわゆるコアビジネスを重視するということです。

一九八〇年代にM&Aが非常に盛んになりました。あれは第四次のM&Aブームと呼ばれているのですが、最後のころは、インベストメント・バンカーが自己の仲介業務の業績を上げるために入ってきて、バブルが発生するのです。それでLBOとか、早くいえば、お金がない人でもM&Aができますよ、あるいはアンフレンドリーなM&Aで、相手が嫌がってもやってしまいますよということになります。大型のM&Aであれば、イン

ベストメント・バンカーはそれだけ手数料が儲かります。それが八〇年代後半のアメリカのLBOとかアンフрендリード大型のM&Aといふことで、それはまさに最後はインベストメント・バンカーのためのM&Aになってしまふわけです。

そういうことで企業が非効率化してくるのです。多角化なども試みるわけすけれども、なかなか株主利益の最大化はできない。本業回帰といふことで、本業を中心にリストラをして本業を強化しよう、要らないものはどんどん切り捨てる。こうということになったわけです。大きな流れは、リストラチャーリングのもので、スリム化とかダウンサイジングをして、企業を自分の一番得意な強い本業だけに集中させていくというのが今流れです。

そういう意味でいいますと、最近の金融機関の大型のM&Aは、ダウンサイジングと違うではない

いこう。これについては、「二年ほど前にもお話をさせていただきましたので、ここではお話ししませんが、新しい経営管理手法を入れている、そして企業が儲かるようやつていいこうといふことです。

我々日本の企業は、いろいろアメリカの手法を入れていますけれども、アメリカの企業も日々変わっているということです。最近の一〇年間の動きは非常に顕著です。

三、取締役会と執行経営者

そういう形で、いい投資をやっていく、そのための経営管理をしていくということですけれども、その仕組みとして、今ガバナンスとマネジメントをはっきりと分けて経営をやっていいこうといふことになっているわけです。

いかといわれますけれども、それはそれで本業を強くするためのM&Aです。だから、小さくすることだけが目的ではなく、強化することが目的で、場合によつては小さくすることが強化する」とであり、場合によつては大きくすることが強化することであるといふことです。いずれにしろ合言葉は「本業回帰」「コアビジネス」です。

そういうことで、M&Aは一つの投資です。M&Aをやることによってまた株価が上がるわけですから、それを実現していくためには、M&Aをやつた後、経営管理をちゃんとしていくなければいけないわけです。そのときの経営管理の手法として、今話題を集めているのはEVA（エコノミック・バリュー・アディッド）です。これはスタン・スチュワートというコンサルティング会社の商品ですけれども、そういう新しい合理的な手法を考えて、それによって経営管理をやって

会社は株主のもので、会社は株主の利益の最大化を目的とします。もちろん、株主が利益なんか上げたくないといったら、上げなくたつていいくわけです。だけど、仮に上場会社であれば、株はだれでも買うことができるわけですから、そのときに、現在の株主が儲からなくなつていいいんだ、従業員がみんな儲かればいいんだということで、例えば、利益はゼロにして、儲けはみんな従業員に配ったとします。そうすると、そういうのを見たほかの株主がその会社の株を買い取って、経営者をかえ、従業員には世間並みの給料を払えばいい、あとは株主の利益にするということになれば、株価がうんと上がるわけですから、それによって大きなキャピタルゲインが得られるわけです。ですから、株主は儲けなくともいいんだといふ人がいれば、当然そういう株主はかえられてしまう、企業のオーナーはかえられてしまうので

す。それがアメリカの考え方です。

そういう面をとらえて株式市場のことを「マーケット・オブ・コーポレート・コントロール」といいます。株式市場は投資の利益を実現する場ですけれども、それと同時に、支配権が動き、そして、賢い人が会社を経営するのだということも含意しているわけです。それがマーケット・オブ・コーポレート・コントロールという考え方です。

ですから、上場会社でなければ、オーナーがのんびりしたことを考えていれば、そういう経営もできるのですが、ひとたび上場してしまえば、株主の利益を追求する賢い人がどんどん株主として入ってきて、会社は利益を追求せざるを得ないです。

この辺は日本では、持ち合いや何かがあつて、そういうことが起こらない。つまり、日本の場合の一つの大きな問題は、持ち合いや何かがあることです。重要な意思決定をするのが取締役会の役目です。そして、その重要な意思決定、別な言い方をすれば、戦略的な意思決定といつていよいいますが、戦略的な意思決定を取締役会でやって、それを実際に実行していくのが執行役員、経営者というわけです。

そういうことで、取締役会が重要な決定を下す。そして、実際にその決定を事業に展開していくのは、執行役員であるエグゼクティブ・オフィサーがやるわけです。それが先ほどいましたように、マネジメントです。

取締役会は、執行役員を選ぶと同時に、その執行役員を監督する義務があります。自分が選んだ執行役員がちゃんとやっているかどうかを見る。そのときに、株主の観点から監督しなければいけない。つまり、経営者がちゃんと利益の最大化を図っているかどうかという観点から監督するとい

とによって、マーケット・オブ・コーポレート・コントロールが成り立っていないということです。それが現在、日本の経営、株式市場の大きな欠陥の一つになりつつあるわけです。

いずれにしても、株主がいて、株主のものとして会社を経営するのですが、このときに、どういう仕組みになっているかというと、株主が取締役を株主総会で選びます。そのときに株主は取締役を株主の代理人として選ぶのです。自分のかわりの者として選びます。それはなぜかというと、株主は広く分散していて、直接自分が会社を見ることはできませんから、取締役を選んで、取締役に自分のかわりをしてもらわわけです。

そして、取締役は、取締役会を開いて、そこで経営者を選んでいきます。執行役員、日本でいえば、代表取締役になります。その代表取締役に実際の業務執行をしてもらう仕組みになっていま

うことです。実際に会社を動かすのは経営者なのですが、それを取締役会が監督する。この監督の機能をきちんと働くようにしようというのが、今のアメリカの動きです。

そのときに、取締役会の仕事は、戦略的な決定をすることと、マネジメントの監督をすることですが、取締役会は年に八回とか九回ぐらいしか開かれないのでから、取締役会でそんなに重要なことは決定できません。実際には、マネジメントも取締役会の中に入つてもらって、一緒に決定をする仕組みになります。

いい忘れましたけれども、取締役会の中心は、アメリカでは、大会社では社外取締役です。大体どんな感じかといいますと、S & P 500に入るような大会社の取締役の数は、平均すると一二人です。そのうち八人が社外、四人が社内です。そ

(チーフ・ファイナンシャル・オフィサー)とかCOO(チーフ・オペレーティング・オフィサー)という業務執行のトップの人たち、そういうエグゼクティブ・オフィサーが取締役として入っています。

社外取締役は、株主の関係を代表してもらわうわけです。社外取締役ですから、企業のディテールまで知らないので、戦略的決定を取締役会だけではできませんから、執行役員と一緒にになって協力してやります。そして、その後の実際の経営はマネジメントがやるわけですから、それを取締役会が監督する仕組みになっています。

まとめますと、ガバナンスというのは、「取締役会によるガバナンス」ということで、「戦略的意意思決定への参画」と同時に「経営者の監督」をしています。

経営者とは、エグゼクティブ・オフィサーとい

す。

企業というのは、お金の流れでいうことこういうことになっています。

お客様が企業のサービスとか製品を買ってくれて、そのお金が流れていきます。それが売上高という形になります。それを従業員が給料として取るとか、あるいは取引先のいろいろな仕入れのコストとか機械のコストとかいうことで、取引先が取る。そして、債権者です。金融機関の貸出や社債の金利を取るということになるわけです。そうやって売上高の中からいろいろな費用を引いた残りが利益です。その利益は株主がもらうことになっているわけです。ですから、株主はもともと残りものをもらうことになっています。あらかじめ幾らもらうということは決まっていない。残りものは、幾ら残るかわかりませんから、リスクがある。

う執行役員のことです。ですから、一応取締役とは違うものだと思ってください。経営者が実際のマネジメントを行う。取締役会でほかの社外取締役と一緒に意意思決定をするのですが、そのもとで実際に企業の資源を使って業務執行をしていく、それをマネジメントと呼んでいます。

日本では、完全に形骸化しているのですが、取締役会が代表取締役を監督することになっています。ですから、日本では代表取締役がアメリカでいうエグゼクティブ・オフィサーに対応しています。ただし、日本の場合には、実際にはその辺が「ごちやごちや」になってしまっているのです。

四、株主のガバナンスと市場原理

株主利益の最大化については、これまで何回

かお話ししましたので、ざっと説明しておきま

株主がもらうものを残余利益(レジデュアル・インカム)というのですが、しょせん株主がもらうものは残りものだ。したがってリスクがあるということです。つまり、ボーナスは後でお話しするように、別な意味を持っているのですが、従業員の給料についていわゆる本給の部分を考えてみたらすぐわかるわけですけれども、会社がどんなに赤字になると、従業員はちゃんと給料をもらうわけです。株主にとっては利益が出ないといつても、そんなことは関係なく従業員は給料をもらいます。あるいは、取引先は、この部品を幾らで納めるといったら、後でその値段で部品を買ったら利益は上がらないなんてことをいわれたって、そんなことは関係なく、ちゃんと決まった代金を受取るわけです。当然債権者も金利を取るわけです。最近の金融システムの場合は、払う人がちゃんと払わないことが問題になっていますが、

本来はお金を借りた人は債権者にちゃんと金利を払うことになっているわけです。

そういうことで、こういう人たちは、企業の業績が結果的に悪くなるが、悪くなるが関係なく、

初めからもうべきものはもううけですが、株主だけは残り物をもううことです。基本的には、経営者も株主の代理人、受託者ですから、株主の利益を分けてもらう構造になっています。株主は企業の残り物を自分の利益としてもうとういう意味で、リスクを負担しているということになります。

そのほか、地域とか地球環境とか、企業がかかわっているということで、目に見えない形でも関係があることが問題になっていますが、いずれにしろ、こういう形で、企業にかかわっている人たちのことを「ステーク・ホールダーズ」といいます。いろんな利害関係者がいるわけですが、その

中で株主だけが特別な役割、立場にいる。それは何かというと、リスクを負担している、残り物をもううことです。

株主の役割は、残余利益を受け取る形で企業のリスクを負担することです。リスク負担の意味を考えてみると、今我々は、私有財産制度の下で、それぞれ自分の物を持つことができ、みんな自分のものは自分で好きなように使っていいわけです。それが私有財産制度です。そのかわり、自分が使っていて壊れたりしたら、自分で責任を持つわけです。

例えば、きょう私はここにこういうプロジェクトを持ってきましたけれども、一つは大学のもので、いま一つは自分で買ったものです。私の買ったものが使っていて壊れたら、自分で修理代を出して直します。そういうリスクは自分で負担するわけです。ですから、これはどんなふうに使

おうが自由です。そういう意味で、自分で勝手に使えるのですが、そのかわり故障なんかしたら、私が自分で直さなければいけない。

つまり、自分が好きなように使っていいということは、ガバナンスを持つている、支配する」とができるということです。そのかわりリスクは自分が負担しなければいけないということです。そのことは、逆の形も成り立っていまして、リスクを負担する人がガバナンスを持っているというのが今の考え方です。

ちょっと余談になりますけれども、前にもお話をしたことがあると思うのですが、教会でキリスト教の結婚式をやると、神父さんなり牧師さんが、新郎新婦に誓わせます。どちらが先かちょっと忘れてしましたが、新郎なら新郎に、「あなたはこの人を妻として、富めるときも貧しきときも、健やかなときも病めるときも、健やかなときも病めるときも」、お互いにリスクを負担し、これはおれの女房だとか亭主だとかいえる。とかく初心を忘れがちですので、それは気をつけなければいけないとと思うのですが(笑)、もともとはそういうことになっているわけです。

そういうことで、会社でも結局株主がリスクを負担するわけですから、会社は株主がガバナンスを持っている。株主が所有者だというのが今のロジックなわけです。そういうロジックで株主のものだということになります。

会社は株主のものだ。株主はなぜ株主になった

かというと、会社に投資をして、投資のリターンを追求するからです。だから、それが株式会社の目的は株主利益の最大化にあるということのロジックです。

大体こういう考え方できちんと動こうとしているのがアメリカです。そうではない、日本には日本のやり方があるんだというのが今までの日本のやり方です。それがよかつたのかどうか、そういうことではこれからはうまくいかないんじゃないかという反省が出ているのが今の日本の状況です。

そういうことで、ロジックからいいますと、会社は株主のものですから、株主がガバナンスを持つているわけです。実際には、特に今の株式会社制度は一九世紀からのアメリカの株式市場をモデルにしているわけですが、株主が分散していることを前提としています。ですから、取締

役が伴わない。その辺が日本とアメリカで非常に違うのですけれども、アメリカの場合の受託者責任は、ご存じのように、財産の信託から出てきているわけですが、その信託の考え方方がいろんな判例法などを通して広く一般的に確立されています。ものを頼む人のことを依頼人、頼まれた人のことを代理人といふのですが、代理人は依頼した人のために最善を尽くさなければいけないという責任があります。それを受託者責任と広く呼んでいるわけですが、主な中味は忠実義務と善管注意義務です。

忠実義務というのは、いわゆる代理人は、依頼人のためのみに努力をしなければいけない、ほかの人のことを考えてはいけない。善管注意義務は、最善の注意を払うということです。そして、最善の成果が上がるようべストを尽くす。その

役を選んで、その人たちに経営を委託している形になるわけです。

そういう意味でいいますと、経営者は実際に会社を動かす人たちですが、その経営者は株主から会社を預かって、いつてみれば株主の重要な財産を預かって、それを使って株主のために利益を生むことになっているわけです。そういう考え方をアメリカでは「委託と受託」といっています。相手に任せてやってもらつわけです。

日本の場合には、特に株主と取締役会の関係でいいますと、私は法律のことは詳しくないので、「委任」といいます。株主が取締役に会社のことを自分のかわりにやってくれと委任しているのです。委任というのは、無報酬が原則ですから、当然責任が伴わないのです。実際には報酬を払っていますけれども、もともとの発想が、委任は無報酬で相手にやってもらつことですから、責

ことが利益最大化ということになってしまいます。ですから、株主の利益を追求しなければいけないのが忠実義務、利益を最大化しなければいけないというところに善管注意義務が入ってくるわけです。それがアメリカの受託者責任の考え方です。これがアメリカ全体として、社会的にも、あるいは法律的にも定着している。そのことがアメリカの基礎になっています。

あとでお話ししますけれども、株主が取締役を選んで、取締役に自分のかわりに会社をやってくれと任せるわけです。ですからこのところで、取締役は株主から受託者責任を負っていることになるわけです。

いずれにしろ、実際には取締役会が会社を動かすのですが、そこでの考え方とは、会社というのは株主の利益を追求するところだということです。そのときに、先ほどいましたように、会社には

従業員とか、取引先とか、お客様とか、いろんなステーク・ホールダーがいるのに、なぜ株主の利益だけを重視していいのかということが問題になるわけです。そのところのロジックが、市場原理ということになります。つまり会社は、株主の観点からいえば、お客様とか、顧客とか、従業員とか、債権者とか、いろんな人と取り引きをしているわけですが、その取り引きをマーケットで行う、市場原理に基づいて行うということです。

市場というのは、今の我々の経済では一番公平なもので、そこでみんなの需要と供給を集めて価格が成立するのですが、そこで成り立つ価格や取り引き条件というのは社会的に公平なものです。

ですから、会社がちゃんといろんなステーク・ホールダーと市場原理に基づいて取り引きをして、その上で株主の利益を最大化するなら、それ

は公平だ、株主がリスクを負担する以上、それは公平であるという考え方です。

そういう意味で、大前提にあるのは市場主義ということです。日本の場合、株主利益の最大化ということに、みんなが危惧を感じるのは、こんなに規制ばかりやられて市場原理が働いていないところで、そうなったのではおかしいのではないかという心配です。ですから、どんどん規制を緩和して、もっと自由な経済原理が働く社会ができるといふ、株主利益の最大化を実現できない、実現しても、不公平をもたらすだけだということになってしまふわけです。

ただ、市場が成り立っていることが大事ですから、例えば地域とか、地球環境とか、マーケットのないところのステーク・ホールダーをどうするのかが非常に大きな問題になるわけです。その辺は、経営者の裁量、経営者の調整機能に任される

ことになるのですが、マーケットのないところではどうするかというのは、これからの大好きな課題です。

いずれにしましても、なぜ株主利益を追求しているのかというところのロジックは、マーケット

・メカニズムに基づいて、ほかの人とちゃんと公平な取り引きをすることが大前提になります。その上で株主はみんなにちゃんと払って、自分の利益を最大化するという考え方です。

そういう意味でいいますと、それを支える一つの精神があって、一つは市場の原理、マーケットの原理をちゃんと尊重するということです。もう一つは遵法ということで、我々は法治国家にいるわけですから、法に従いつつ、法律を守っていくということです。

最近のいろんな企業の不祥事では、いろいろなことが問題にされて、監査役の強化などが行われ

五、ガバナンスのメカニズム

結局、株主が所有者としてガバナンスを持つということですが、株主がどういう形でガバナンスを発揮しているのか、そのメカニズムを考えてみたいと思います。

株主がいて、株主が株主総会で取締役を選びます。取締役は一人一人ではなくて、取締役会として行動するわけですから、アメリカの場合には、取締役会が執行役員、執行経営者（エグゼクティブ・オフィサー、Executive Officers）を選びます。そして最終的には、この執行役員がマネ

ジメントすることになるわけです。この取締役が、株主の代理人、受託者として執行役員を監督することを「ガバナンス」と呼んでいるわけです。ですから、間接的に株主が執行役員に対するガバナンスを持っていることになるわけです。

いざれにしる、実際に会社の中で何かをするのは取締役ですから、株主というのは取締役会と読みかえていただいてもいいのです。取締役会が執行役員を選んで、その執行役員たちに会社を経営してくださいというわけです。ところが、執行役員というのは会社の中にいて、実際にマネジメントをするわけですけれども、取締役の方は距離があるわけですから、どうしても執行役員がちゃんとやってくれるかどうかはわからないのです。つまり、何か人に頼んだときに、ちゃんと頼んだ人のために最善を尽くすかどうかということはわからぬわけです。そのことを「エージェンシー

を与える。報酬自体のことはコンペニセーションといいますが、相手をよく見る。いつみれば、厳しく見ることによって、私はそれをムチだと思つておりますが、もう一方で、一生懸命やればこんなアメがもらえるのだと報酬を与えて経営者を動かそうというのが基本的な方法です。

頼んだ相手、依頼人が代理人に、きちんと自分の利益になるようにいろんなことをするわけですが、そのことをここでは監督といいます。その中身は、相手がよくやっていることを見るとか、相手がちゃんとやったかどうか説明させとかいうことであり、もう一つは報酬をうまく与えて、相手がその気になるようにする、その二つのことがあるということです。

取締役会による監視というのは、具体的にどういうことかといいますと、その取締役会に定期的に会計報告をさせる、あるいは、隨時経営者を呼

(Agency) 問題」といいます。つまり、依頼人と代理人の関係です。人に何かを頼んだときに、代理人が本当にちゃんとやってくれるかどうかわからない、少し自分の利害などを絡ませておくことがあります」ということです。

それを監督する方法として、今アメリカで使われているのは二つありますて、一つは監視ということです。これは、相手がちゃんとやっているかどうかよく見る。ということは、別の言い方をすれば、ちゃんと会計報告を出させる、あるいは随時説明を聞くとかいうことをやるわけです。それを監視、モニタリングというふうに呼んでいます。

もう一つは、頼まれた相手がそういうふうにやりたくなるようにインセンティブを与える。具体的には、報酬を与えるということです。報酬制度です。よくやったならば報酬（インセンティブ）

んで、取締役会がここはどうなっているんだとか、そういうことを聞くことがあります。

アメリカの場合には、監査役という制度がありませんので、取締役会が監査をします。そのときに、普通オーディット・コミッティーを持っていまして、そのオーディット・コミッティーが、経営者が妥当な経営判断をしているか、実行しているか、あるいは違法なことはやっていいのかというふうなことをチェックすることになるわけです。そういうことで、独自の調査権限としてオーディット・コミッティーというものがもって監査している。

アメリカの受託者責任に基づく重要な概念の一つとして、アカウンタビリティ（Accountability）という概念があります。アカウンタビリティというのは、人から何かを頼まれた人、つまり代理人は、頼んだ人に対していくつでもちゃんと

とすべてを説明する、どういうふうにやつたとか、どういう結果になったということをちゃんと説明する義務があるということです。日本語では「説明責任」というふうに難しくいっていますけれども、アメリカでは「普通の日常用語としてアカウントabiリティー」という言葉が使われています。

舉近な例でいいますと、例えば会社で何人かが集まってレクリエーションを企画したとします。

ゴルフ大会を企画したとします。そこに会計の幹事がいるとしますと、幹事はみんなから会費を集め、その会費を使ってゴルフをやるわけです。が、最後に会計報告をして、もし余れば、みんなに返します。もし足りなくなれば、これこれこういうことで足りないので、幾ら追加してくださいと皆さんにいいます。こういうのをアカウントabiリティーといいます。このように会計を預かった

以上、ちゃんとそれを説明することができなければいけないというわけです。

そういうことで、取締役会は経営者をそういう形で監視している。それで相手がちゃんとやっていなければ、損害賠償責任とか、あるいは時には刑事责任を問うことになるわけです。そういうことで、エージェンシー問題の解決方法の一つが監視ということです。これが、私の言葉ではムチに当たる。

それに対してもう一つが、報酬制度です。これはコンペニセーションというのですが、アメリカでは今、それぞれの会社で非常に複雑な報酬制度をとっています。基本的には、役員に対する報酬はボーナスというわけです。本来は利益に基づいて支払うわけです。これを、最近では三つに分けて払う。一つが現金です。これは短期的ですね、ひとしの業績が大きければ現金がもらえる。それ

から「自社株、二番目はストックオプションです。ストックオプションについてはそのバリエーションもあるのですが、こういう三つの支払方法があります。

皆さんご存じだと思うのですが、このうち、ストックオプションというのは普通のオプションとはちょっと違いまして、例えば五年先でなければ権利行使ができないとか、あるいは最初の一年間は二五%、次の一年間はさらに二五%ということです、だんだんと権利行使ができるオプション数がふえたりすることはあるのですが、いずれにしろすぐには権利行使ができないのです。

例えば、将来三年とか五年先、長い場合には一〇年たないと、権利行使ができないというのがオプションです。要するに三年とか五年とか一〇年先の株価が問題だというわけです。ということは、長期的な業績がよくなければ、三年、五年、

一〇年先の株価はよくならないわけですから、ストックオプションをもらった経営者は、長期的な視野から経営をせざるを得ない。それがストックオプションの考え方です。

そういうことで、これは企業の長期的な成果に基づいて報酬が払われるという意味で、「長期報酬制度」と呼ばれているわけです。

このような監視と報酬という取締役会の監督のコストとベネフィットということをいいますと、じく当たり前のことですが、監視をするということは、オーディット・コミッティーをつくりそれをちゃんと調査するわけですから、それだけお金もかかるになります。もちろん会計制度とかいうものもあるわけで、それにもお金がかかってきます。

ですから、経営者をチェックするための情報制度とか、管理会計のシステムなどを持つているわ

けです。それにはそれだけのコストがかかるのですが、そういうことをやることによって、経営者がちゃんと株主の利益を大きくするような経営をしてくれる。それはコスト・ベネフィット・アナリシスに基づいています。

さらに重要なのは長期報酬制度でして、自社株とかストックオプションを付与することは、事実

上、それだけ今の時価よりも低い価格で役員に付与することになりますから、当然希薄化（ダイリューション）が起こってくる。その分株価は下がってしまうわけです。あるいは上がるべき株価が上がらなくなってしまう。ですから、ストックオプションを付与するということは、当然コストがかかっているわけです。けれども、ストックオプションをもらうことによって、経営者はストックオプションをもらわないときよりも頑張りますから、会社の業績がよくなる。ですから、ストッ

が、それが平均的な姿です。（単純な平均でいいますと、役員の数が二人に満たない——何人かです。）

そういうことで、要するに取締役会は社外取締役がヘゲモニーをとっているのです。ただし実際には、CEOが議長をやっていることが多いのです。ですから、非常に矛盾に満ちてはいるのですが、議長として取り仕切るのは監督されるCEOですけれども、数の上でいえば社外取締役の方が圧倒的に多いから、その人たちの数でもって支配してもらおうという考え方です。

実際には、ディズニーのCEOはワンマンで有名な方ですけれども、そういうところは結構こういうのを無視して、やりたい放題やっているといわれている。CEOの性格にもよるのですが、こいつのような中で、仮にCEOが取締役会の議長として力を持っていても、社外取締役によってコ

クオプションをもらって業績がよくなつた分と、ストックオプションをあげることによって希薄化が起こつて株価が上がらなかつた分を比べて、それがプラスになるようにストックオプションを決めなければならないわけで、非常に重要な難しい問題があるわけです。そういうことをちゃんと取締役会が考えてやるわけです。

六、取締役会の構成

このようない監督をするのは取締役会ですが、その構成がどうなつていていますかといいますと、先ほどお話ししましたように、社外取締役が八人、社内取締役が四人で、社内取締役としては、CEOとか、CFOとか、COOといういわゆるエグゼクティブ・オフィサーが取締役として入つていて、S & P 500社のそういうデータがあるので

ントロールされている、牽制されているというのが今のアメリカの姿ということです。

この社外取締役にだれがなるかということですが、引退したCEO、要するにお年をとられた経営者、あるいは経営者の友達とか、経営者の子供が通つている学校の校長先生とか、企業の取引先とか、金融機関の役員であることもあるし、あるいは労働組合から来たりすることもあるのですが、いろんなケースがあるらしいです。大企業の場合で見ると、比較的引退したCEOとか、ほかの会社のCEOとか取締役とかが多いですね。そういう人たちの場合には、みんな経営者ですか、自分の会社で忙しいのに、わざわざ社外取締役として来てくれるのですが、その目的は何かと聞いてみると、多少はきれいごとかもしだせんけれども、返つてくる答えは、自分のためだ、そういう大きな会社のマネジメントに加わると

いうのは、自分の研鑽になるということが一つ。それに加えて、大きな会社の社外取締役をやれるということは、自分にとって名誉なことだ、お金ではないということです。ですから、報酬は数万ドルといわれていますが、そんなに高くないということがあります。

もう一方で、実際に職業として社外取締役をやっている人もいます。報酬が目的で社外取締役という人もいるわけです。そういう人は、報酬をもらって、年に何回か取締役会に参加するということです。

そういうときに、我々日本人がすぐに思うのは、社外の人が来て、責任のあるチェックや監督ができるのかということですが、その縛りが受託者責任だということです。この受託者責任というのは、社会に深く根差している。アメリカですか

ら、コモンローとか、ケースローとか、いろんなが、監査委員会 (Audit Committee)、報酬委員会 (Compensation Committee)、指名委員会 (Nominating Committee) の三つでして、この三つは必ず持っています。特に監査委員会は、ニューヨーク取引所とかアメリカン取引所の上場基準として持つていなければいけない。

なぜそういうことになっているかといいますと、アメリカでは監査役制度がありませんから、そのかわりに取締役会が監査をするということでおーディット・コミッティーを持っている。そのオーディット・コミッティーとか、コンベンセーション・コミッティーとか、ノミネーティング・コミッティーのメンバーはだれかというと、社外取締役です。社外取締役が三人か四人いて、こうう委員会をつくっている。

もちろん、社外取締役だけでは何もできませんから、当然スタッフがいて、スタッフがいろ

判例によって受託者責任の概念が確立しているということです。ですから、例えばCEOの友達が社外取締役としてCEOをチェックできるかということがあるのですが、最後は、やっぱり友人ではなくて受託者責任の方を選ぶということです。もし、CEOがおかしいことをした場合、自分の友達だからということでかばったため、会社が重要な損失を出したたら、損害賠償に問われるのは自分だということです。ですから、友人のきずなよりも受託者責任のきずなの方が重い。若干きれいじとかもしませんけれども、そういうふうにいわれています。

取締役会が開かれるのは、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、年に八回か九回です。ですから、そんなにいろんなことができませんから、実際にはサブコミッティーを持つていています。ほとんどの会社で持っている代表的なもの

んな調査をして、それに基づいて社外取締役が事実上の意思決定をしている。それを取締役会に上げてくる仕組みになっている。

そういうことで、取締役というのは、アメリカでは非常に重要なのです。したがって、いってみれば、いい取締役会がいるということとは、経営者にはちゃんとガバナンスが効いて、いい業績を上げられるということです。そういう意味でいいますと、いい取締役会というのは投資基準の一つだということで、いい取締役会がある会社が投資対象としてはいい会社であるということです。

その一つとして、取締役会の構成をするときに、重要視されるのがインディペンデント・ダイレクターです。取締役には、従業員や労働組合の代表が入ってくることもあります。あるいは取引先や銀行が入ってくることもあります。そういう人々はそれぞれ利害が絡んでいて、インディペン

デントではないと考えるのです。ほかのステーク・ホールダーからは独立していて、株主のことだけを考える取締役のことをインディペンデント・ダイレクターといい、そのことを重要視していまるには難しいからということで、外部から求めようとするわけです。しかし、外部から来たからみんなインディペンデントかというと、そうではないのです。社外取締役の中でも、ちゃんとインディペンデントを保てる人がいるかどうかが大事な要素になつてくるのです。

また、下部の委員会として、さきほどの三つの委員会のほかにどんな委員会があるかとか、取締役会の議長は、実際はCEOが八五%以上の会社で兼任しているのですが、できれば兼任していい方がいいとか、そういうこともチェック要因になります。それから取締役会はちゃんと活動してやつてている。だけど、いくらちゃんとやつたとしても、時間をかけねばいい、説明を尽くせばちゃんといいことができるということではありませんから、事実上は形骸化している。大概、お年寄りの方とか暇な人しか出て来ないとことになるのです。

そこで経営者にとって大事になるのは、大きな年金とか、あるいは年金から資金を預かっている投資会社がちゃんと株主総会で投票してくれることですから、日ごろから大株主との関係が重要なとなる。それがいわゆるインベスター・リレーションズです。

ですから、アメリカのインベスター・リレーションズというときには、大株主が対象です。個人などを対象としたリレーションをパブリック・リレーションズといいます。インベスター・リレーションズというときには、事実上は大株主と

いるか、年に何回開いているか、ちゃんと社外取締役が出席しているかどうかというようなことも重要な要素になる。

こうすることを調べて、情報を年金等に売っている会社があるのです。つまりリサーチの会社ですね。どこどこの会社ではこうだということを調べて、それを年金や何かに売っているのです。それは、今いましたように、この取締役会の構成とか活動が、実は非常に重要な要素、会社の投資尺度になつていてるからです。

それから、実はアメリカの株主総会の決定事項は、取締役の選任一つしかないのですが、その株主総会はアメリカでも完全に形骸化している。大体、株主だけが集まつてそんな大事なことを決められるはずがないですから、当然形骸化している。ただ、日本のように五分とか十分で終えようという形骸化ではなくて、ちゃんとやることは

の関係のことをいいます。ですから、経営者は、コミュニケーションを図ることで、日ごろから大株主を回ることが大事なのです。

アメリカではガバナンスとマネジメントというものが、今のような形に変わっているのですが、それに伴つていろんなビジネスが出てきます。先ほどお話したことですが、第一番目は、取締役会の構成とか活動を評価して、それを情報として年金に売る会社です。

二番目は、社外取締役というのは非常に重要なわけですが、大企業などですとほかの会社の役員などに来てもらえるのですが、そういうことができない会社もいっぱいあるわけです。そういうところでは、いい人材を得ることが大変ですから、社外取締役をあっせんしてくれる会社ができるくるということです。日本でもそういう会社ができています。これから日本も社外取締役が重要な

るときですから、もうそういう会社が名乗りを上げています。

三番目は、先ほどいいましたインベスター・

リレーションズに關係あるのですが、經營者が日ごろから株主を回る必要があるのですが、經營者が自分の会社の株主名簿を見ても、本当にだれが持っているかわからないのです。なぜかというと、年金等は投資会社に預けてあって、名義が変わっているからです。ですから、投資会社の背後にいる本当の株主がだれかを調べて、本当の株主名簿を売る会社もある。二番目と三番目は会社に対するサービスで、一番目は投資家に対するサービスですが、こういう会社がいっぱい出てきていて、ニュービジネスを形成しているということです。

七、米国企業から何を学ぶか

今アメリカの企業は、年金が背後において、年金が取締役会を通して經營者を厳しくガバーンしているということで、それが今のアメリカの經營を非常に強いものにしているわけですが、そういうところから日本は何を学ぶか。日本の場合には、これまでいろいろと失敗をしてきました。

一つは、八〇年代の後半に、いろんな企業が過剰な投資をするとか、ちゃんと採算を計算しないで多角化をするとか、そういうことをしてきているわけです。そのことが今、企業の業績を非常に悪くしている面があるのです。ですから、きちんと財務理論に基づいた意思決定をしなければいけない。資本コスト等を考え、ファイナンスの理論をちゃんと使った投資行動をしなければいけない。

い。アメリカでは、この辺をちゃんとやろうといふことで、先ほどいったEVAとかが出てきた。

それから二番目は、いろんなところで規制があるために、不明朗なところが出てくる、規制があるということは暗いところが出てくるわけですから、そういうところで悪いことが起こってくる。

三番目は、日本の場合には一般的な通念として遵法精神に欠けています。日本の場合の法律といふのは、近代国家として法律がないと格好悪いから法律を持とう、アメリカがうるさくいったから法律をつくろうという面があつて、本当は、おれたちにはこういうやり方があるんだ、そんな法律なんか要らないはずだ、だけど体裁上つくらなければいけないということで、法律を持つてていることが多いのです。いわゆる建前と本音ですけれども、本音はこっちだからということで法を無視した行動をとるというのは、割と世の中に受け入れ

られがちなのです。

アメリカにも当然本音と建前があります。みんなあるのです。例えば人種差別でも、性差別でもそうです。人種差別があるから厳しい法律がある。女人をばかにしたり、蔑視したりするから、女性を差別してはいけないという法律があるわけです。ですから、本音からいえば、ものすごい差別意識があるわけです。でもそれをしてはいけない、そういうことはよくないということで、法律をつくり、建前をつくりているわけです。

アメリカ人にも、本音と建前があるのですが、建前をつくったら建前どおりやろうというのがアメリカのやり方です。日本はそうではなくて、本音と建前があって、建前はつくっても本音どおりやろうということで、そこにものすごく大きなギャップがあるので。

そういうことで我が国は変わらなければいけな

いということです。具体的には、やはり私は、株主のガバナンスというものを確立する。そのとき、この株式会社制度と市場主義と遵法精神、この三つがグローバル・スタンダードだと思うのです。これさえ守ってちゃんとやっていけばいい。市場主義・遵法精神を尊重し、株式会社制度に忠実に、株主利益最大化を追求する、ということだと思います。

ただし、日本の場合、株式会社というときに、株主利益の最大化ということがないわけで、だれのための会社かがあいまいだことが一番大きな問題なのです。株主利益の最大化というと、どうしても皆さんには抵抗を感じると思うのですが、今のアメリカは次のように動いています。株主利益は売上高からすべての費用を引いた残りですから、株主利益を最大化するということは、売上高とコストの比率を最も効率よくするということ

ことです。ですから、利益の最大化ということとは、会社を効率よくすることです。株主利益を最大化するということは、別な言い方をすれば、会社のペイを大きくすることです。このペイを大きくして、それをストックオプションとか従業員持株制度でもって再分配しようというのが、今のアメリカのやり方です。そういうことによって、株主ももちろん利益を得るけれども、従業員なども利益を得るのだということです。

そういう意味でいいますと、日本などよりもるかにアメリカの方が、結果的には従業員重視です。ただ、会社の目標としては一応株主利益の最大化ということです。しかし、それは、私はフィクションだといっています。会社を経営するためのフィクションであって、本当の目的はそうではない。みんながハッピーになる、そういうふうにすることができるということなのです。

そういうことで、株主利益の最大化というと、会社は株主だけではないと皆さん口をそろえておっしゃるのですが、そうではなくて、株主利益の最大化というものは中間的な目標であって、それを達成することによって、さらにみんながもっとハッピーになれる方法があるのだということです。そういう意味でいえば、日本の今までの従業員重視とか調和ということと、私は矛盾しない、むしろ、日本的なやり方にぴったりではないかと思うわけです。

最後に、株主についてですが、だれが株主なのか。昔だったならば、一部の特定の人が株主かもしれません、今はみんなが株を持っているわけです。個人で持っていますし、従業員持株制度で持っていますし、年金で持っているし、投資信託で持っている。みんなが株主なのですから。結局、従業員というのは一つの性格を持っていて、

一つは労働者であり、もう一つは資本家です。昔は、労働者と資本家が別な人だったわけです。ですから搾取とかが問題になつたのですが、今は一人の人の中に両方いるわけですね。ですから、株主利益の最大化で株主としてハッピーになるということは、従業員としてもハッピーになることがあります。

そういうことで、基本的にきょうお話ししたかったことは、アメリカの経営の仕組みが、非常に論理的な形で再構成されつつあるということです。だから日本も、そういう中で今までどおりの日本的なやり方でいいのか、それともそういうアメリカの企業と競争していくためには、もっと変わらなければいけないのかということを、ぜひ皆さんに考えていただきたいということです。

ちなみに、ヨーロッパの国々も歴史が長いわけで、そこも労使協調とか、従業員重視といつてい

ます。しかし、ドイツとかフランスでも、経営者の間では、確実にアメリカ流でなければ負けてしまうのではという認識が広まっています。ですから、ドイツやフランスでもガバナンスに非常に関心が強くなつて、アメリカ型の経営に移らなければいけないので、そういう機運が出てきていることは事実です。日本の経営者の中でも、そう思つて期待しているわけです。

質問を受ける時間が少なくなつてしましましたが、どうぞどんなことでもご質問いただければと思います。

小山理事長 少し時間が残つておりますので、何か……。

問 投資信託研究所の田辺でございます。大変いいお話を伺いました。ただ、日本人はなかなか慣れていない、なじんでないものでございます

ので、一つ、二つお伺いしたい点があります。一つは、カルパースの日本のコーポレート・ガバナンスの原則に対する提言が二、三日前に出ており非常にわかりやすかったのですが、なぜアメリカで非常に伸びているミューチュアル・ファンドではそこまでいかないのか。年金とはちょっと違うような事情があるよう聞いておりますが、一番大きいファイデリティーでは、同じアクティビズムでも、ロバート・フォードによればリラクタント・アクティビズムといつていらっしゃるのであります。それは何か年金の投資者とは違つて、不特定多数で動いてしまうものですから、株主としてのねらいが違うのか、これが一つお伺いしたい点です。

もう一つは、年金でも投資信託でも日本はまだまだですが、将来はかなり、我々の株主としての意識が高まると思ひます。年金株主それ自体が会

社型投資信託とか、特別目的会社の証券化ヴィーカーとか、今度の改正でいきますと、私募ファンドは、法律上は株式会社の形態をとるわけですが、そうしますと、こういう事業主体自体がコーポレート・ガバナンスの対象となり、投資家はそういうヴィーカーに対しても、どういうようなガバナンス・ストラクチャーに参加することになるのか。

おそらく、今度は不特定多数の者が直接にかかわりますから、まとまらないので、もしかすると公認会計士監査というものが一般事業会社の監査の役割と違つてくるのだろうか。ステーク・ホールダーが投資家だけになりますから、コーポレート・ガバナンスの参加意識が、一般事業会社に対するものよりも高まるのではないかと思ひますが、それがわからぬのですから、公認会計士のようあり方が、日本ではちょっと戸惑つております

また、会社型投信ということになりますと、当然ガバナンスの構造がだんだんと複雑になってくるのですから、監査も難しくなります。会社型

米国企業の新しい経営スタイル

投信の場合には、投資のマネージャーとして最大のパフォーマンスをする、適正な分散投資をするとか、あるいはリスク許容度をきちんと決めてその中で行動するとか、そういうことの監査が重要なになっていくと思います。そこでは、エリサ法のブルーデントマン・ルールで確立された受託者責任というものが適用されていくのだろうと思いません。会計士はあくまでも会計の監査だらうと思うのです。

ただ、いざれにしろガバナンスの構造がこれから複雑になりますので、それは我々としてもこれからどんどん考えていかなければならぬことと、まだ解決がつかない問題もたくさんあるんだろうと思っております。

問　社外取締役についてですが、一応彼らがどういう背景に立って動くかというのはわかったのですが、日本で導入する場合、これからだんだんふ

されたのは、一九七〇年代です。日本で、ロッキード事件などが騒がれました頃、アメリカでは社外取締役が重視されたのです。それはなぜかといふと、アメリカが六〇年代の繁栄の中での経済がピークに達したため外国に出ていったわけです。それで多国籍企業がいっぱいできるのですが、後進国に行くと、当然悪いことをした方が儲かるわけですから、賄賂などをやるわけです。そのことが問題になって、結局社外取締役によるチェックが必要だということで導入されるのです。だけど、長い間ずっと形骸化していったのです。それが今、シェアホールダーズ・アクティビズムということで、この社外取締役を使おうといふことで、活性化されているのです。

具体的にどういうふうに展開してきたかということは、私もそこまではやっていません。ただ、株主総会においてちゃんとした候補を挙げない

えていく方向だらうと思うのですが、アメリカの場合、八〇年代に始まつてきて、そこから一〇年とか一五年たつてていると思うのですが、最初のころはどういうようなやり方で現在のように八人対四人という形になつてきたのか、何かこの辺の話があればお伺いしたいと思います。

答　その動きは余りよくわかりませんけれども、最初は不適当な取締役を追い出すということで、カルパースなどはCEOを追い出すというようなことをやつていたわけですね。ですから、会社側がちゃんととした役員を置かないと、株主総会で通してもらえないことから、逆に規律が働き出したのだろうと思います。そういう意味でいいますと、いざれにしろ大株主の意向を反映しない形では、取締役を決められないということだらうと思います。

ちなみに、アメリカで社外取締役の制度が強化

と、否決されるという重大な問題になるということが大きな要因であったと思います。

小山理事長　よろしいでしょうか。

――では、定刻になりましたので、これで本日の講演を終わります。

若杉　どうもありがとうございました。（拍手）

（わかすき　たかあき・東京大学大学院教授）
（記録で、文責は当研究所にある。）